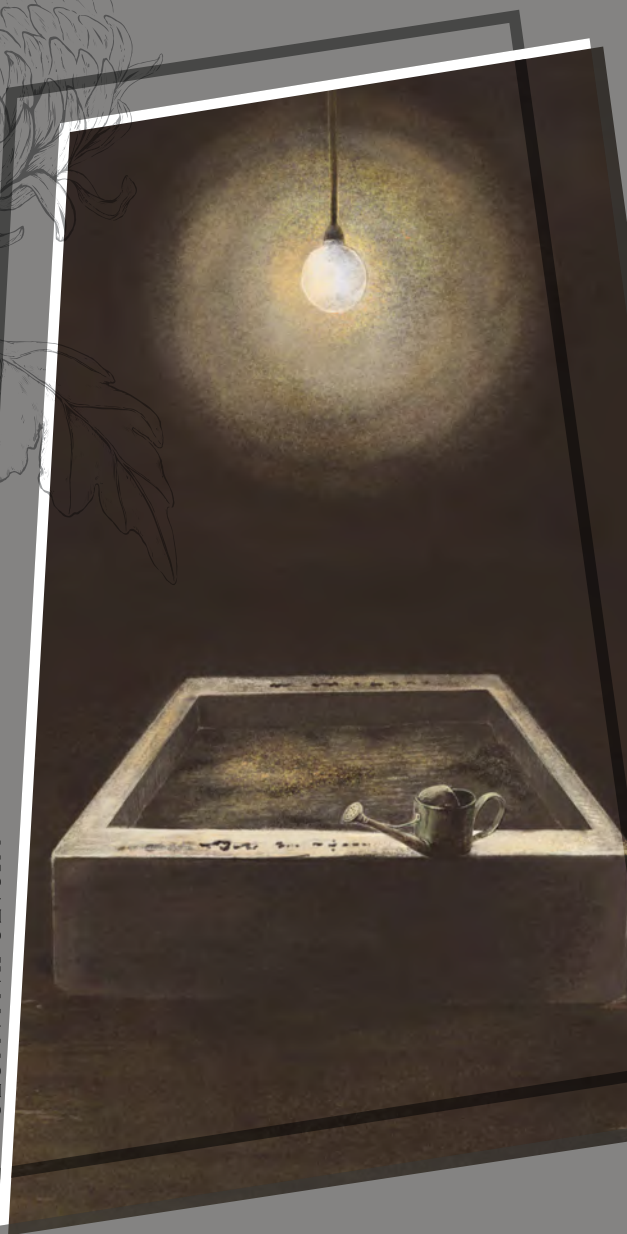


プランターの中の憲法

山本美里

MISATO YAMAMOTO



本冊子は2020年7月18日から9月22日に秋田公立美術大学ギャラリー
BIYONG POINT（ピヨンポイント）で開催した《プランターの中の憲法》
の記録です。本展覧会にご来場いただいたみなさまにも、ご来場い
けなかったみなさまにも、本冊子を通してどのような展覧会であったか
お伝えできたら幸いです。また「憲法」という存在について、考えるきっ
かけになることを願っております。



第1章 大正

第1章 大正は、日本国の象徴であり、日本国政府の象徴である。
この章は、主権の存する日本国政府の象徴である。

Chrysanthemum morifolium

2019年にアトリオンで同タイトル《プランターの中の憲法》を開催してから、1年と数ヶ月が経ちました。本展覧会でも、この《プランターの中の憲法》をタイトルに使用しています。本展覧会ではこのタイトルの「プランター」という単語の由来を探り、再度タイトルの検討を行ないました。そのタイトルの検討をへて作品を再構成しています。

本展覧会で使用する「プランター」という言葉の意味は二つあります。一つは鉢植え、もう一つは「タネをまく人、育てる人」という意味です。

日本で使用される「プランター」の語源を探ると、芹澤次郎が開発した鉢植えの商品名称に辿りつきます¹。この「プランター」とは、植物を意味する plant と人を意味する er を組み合わせて作った芹澤の造語です²。英語で鉢植えは potted plant であり、英語として planter を使用した場合、耕作者、種まき機の意味に受け取られます。日本で使われる「プランター」という言葉は、現代の日本人が接着剤と言えばボンドと言いつけるのと同じように、鉢植えのことを「プランター」と呼んでいるのです。

この「プランター」という言葉の面白いところは、物 (plant) と人 (er) の両方を意味する単語になっているところです。鉢植えとしての「プランター」は物を意味しますが、「planter」という言葉だけを見れば、タネをまく人、育てる人という人の役割も意味しています。そのことを考えると鉢植えと人間、その両方の存在を含めて「プランター」なのだと考えることができます。私が思うに芹澤は、この鉢植えの前に屈み込み、せっせと植物の世話をする人の姿を想像していたのではないのでしょうか。「プランター」開発を始めた1949年当時、芹澤は静岡から東京の渋谷に移住していました。戦後の東京は住宅不足の解消と火災に強い建物を求めて、コンクリートのマンションやビルの建設が進められ、都市化が進んでいました。そのような戦後復興の姿を目の当たりにした芹澤は、街から自然が失われていく姿を一大事と思ったそうです³。そのように自然がなくなっていく街の中でも、人が自然と関われるようにと考え開発されたのが「プランター」なのです。私は人にとって自然が必要だと考えていた芹澤が、プランターの前に人々が佇む姿を想像しなかったとは思えないのです。彼はこ

の「プランター」に人と自然の良好な関係を営み続ける社会への思いを託していたと考えています。

芹澤が「プランター」という製品に人と自然との良い関係を託したように、私はこの「プランター」という言葉に憲法と人が関わり合い続ける社会の姿を表そうと考えました。なぜなら憲法は守るものではなく、育てるものであると思うからです。日本国憲法制定に尽力した法学者の佐藤功は、「人間の成長につれて憲法も成長するものなのだ。人間が成長すれば、それだけ憲法も成長するのだ。」⁴と発言しています。この言葉の通り、憲法はただ存在するものではなく、人が憲法を育てていくものなのです。手をかけなければ、憲法は枯れてしまうかもしれません。私たちが望むように憲法は成長し、変化していきます。育てる側の人間がどのような社会や未来を望むのか、その望みによって憲法は形をかえていくのです。だから、私たちは憲法を育てるために、土をいじり、水をやり、時には摘芯や間引きを行い、手間をかけながら育てていきます。「プランターの中の憲法」とは、鉢植えの中で育てる憲法の意味と共に、憲法を育てる人たちの理想とする社会とその社会に向かってどのように育てていくのか、という意味を表しているのです。

山本美里

1 プランター (Planter) は、芹澤プラスチック有限公司 (現在のセロン工業株式会社) が1995年に開発したプラスチック製の長方形型の植物栽培容器。プランターは1949年に開発が始まり、6年の歳月を経て1955年に発売された。[SELON セロン工業株式会社] (<http://www.e-selon.com/company.html>) [最終閲覧 2020/09/07]

2 芹澤孝悦「3代それぞれが時代を先取る戦略家 セロン工業」『Garden Center』2014 5月号、グリーン情報、2014年、オンライン「SELON セロン工業株式会社」(<http://www.e-selon.com/PDF/greenjyoho-140430.pdf>) [最終閲覧 2020/09/07]

3 「はじめにおじいちゃんのプランターがあったー第2回おじいちゃんのプランター」『ほぼ 日刊イトイ新聞』2018年 (https://www.1101.com/takayoshi_serizawa/2018-12-05.html) [最終閲覧 2020/09/07]

4 佐藤功『復刻新装版 憲法と君たち』時事通信社、2016年、p70 [初出：佐藤功『憲法と君たち』牧書店、1955年]

バラか菊か、はたまたほうれん草か

この土の上には何が芽吹くのだろうか。

暗い空間の中では前後左右の方向は失われる。そこに

一点の灯がともれば、その灯に向かって憲法は伸びていく。

灯の先に何があるかはわからないが、この灯が向かうべき

方向だということだけはよく分かっているようだ。

プランターは、憲法のタネを撒いたり、憲法の成長を

調整する仕事をする。

土が乾けば水をあたえ、不要な芽は間引きをし、

栄養が足りなければ肥料を撒く。成長すれば、

摘心をして、茎についた新しい脇芽を成長させる。

ここで摘心した葉や脇芽は、水に挿して新たに

育てるか、食べることになる。

花を咲かせるものは愛で、

実をつけるものであれば、調理して食べる。

こうして、憲法の一部がプランターの糧となっていく。



プランターの仕事のほとんどは、憲法が育つ土の世話をすることだ。

土の下には根っこがびっしりと張り巡らされている。

土の下を想像し、土の上の状態を観察しながら、水と肥料を与える。

憲法は、土の中の栄養を吸収して成長する。

けっして土の下を見ることはできないが、確かにそこには憲法の一部がある。

土が変われば、憲法も変わる。

冬が来て憲法が枯れてしまったとしても、実から生まれたタネは土の上に落ちる。

時が巡り、またいつか芽吹くために。

根っこは土の中にあり続ける。

憲法が枯れてしまったとしても、土の中に根っこが残っていれば、根っこから新たに芽を生やすものもある。

この囲いの中で憲法もまた、生きようとしている。

いずれプランターも土になる。

新たなプランターが生まれ、憲法を育てはじめる。

土が変われば、憲法も変わる。

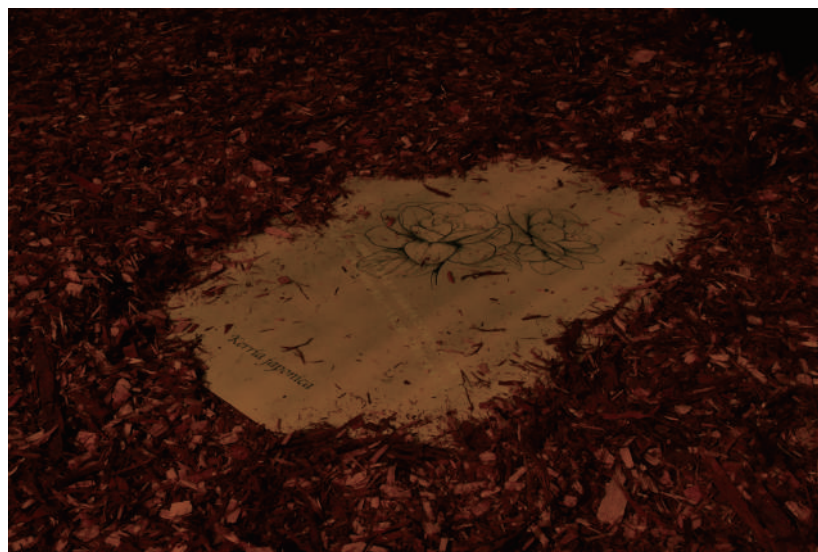
バラか菊か、はたまたほうれん草か

灯に向かって新たに憲法は伸びはじめる。



Planter = Potted plant

Planter = plant + er



展覧会で使用した植物画は、政治家の手紙、国会答弁、小説などに登場する、憲法を植物に見立てた文章を元に描きました。本資料ではその植物が登場する文章をまとめています。

バラ

Roza×hybrids



1946 年当時、国務大臣であった松本烝治は、憲法をバラに喩えた手紙を GHQ 宛に書いています。

「一国の植物を他国に移植するも、或いは性質を変化し、或いは枯死するものも少なくはない。現に欧米のバラを日本に移植すると少なくともその香りが殆どまったく失われることが多い。」

GHQ は日本の憲法制定への動きが鈍いことに懸念を示し、日本国憲法の草案を日本政府に渡しました。上記の一文は、アメリカ (GHQ) の憲法草案に反論するために松本が GHQ に送った手紙の一部です。ここで示されるバラはアメリカ発案の憲法を意味しています。このバラ (アメリカ発案の憲法) が移植される先は日本です。日本の文化、風習、国民性はアメリカと異なります。日本はアメリカの文化風習と異なるのだから、アメリカ発案の憲法は日本で機能することはないと反論するために、異国の植物である「バラ」を用いています。

国立国会図書館
「松本国務相『憲法改正案説明補充』1946 年 2 月 18 日」『日本国憲法の誕生』
2004 年 (<https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/082shoshi.html>)
[最終閲覧 2020/09/07]



山吹

Kerria japonica

1946 年、国体護持の立場であった北浦圭太郎は、衆議院の憲法審議の際に憲法草案を山吹の花に喩えて表現しています。

「実態的に八ヶ条の条文いづくに素晴らしい天皇擁護があるが、任命権、認証権以外に国会の招集であるとか、衆議院の解散であるとか、或いは外国大公使の接受であるとか、色々規定して花は持たせてあります。花は花でもこの花は七重、八重、花は咲いていますけれども、山吹の花、実は一つもない悲しき憲法であります。」

ここで用いられている山吹は、古歌「七重八重花は咲けども山吹の実のひとつだになきぞ悲しき」（兼明親王）を引用しています。山吹には一重の山吹と花びらが多い八重の山吹があります。一般的に一重の山吹は実をつけ、七重八重と花弁が多い山吹は実をつけないと言われていきます。この歌はそのような山吹の特性を用いて、七重八重の山吹の「実のひとつもない」（実がない）と、「養（みの）ひとつもない」（養を持つことができないほど貧しい）ことは悲しいことだと、「実の」を「養」に掛けて表現しています。

現在の日本国憲法にある天皇の章は全部で8条あることから、山吹の八重と8条を重ねたと推察できます。国体護持派の北浦は、新憲法の記述で天皇には、様々な権限があるように見えるが、実際は天皇の権限などなく、一見華やかに見えても実際は天皇の権限は何もない悲しい憲法だ、と山吹という花を用いて非難しています。

「第九十回帝國議會 衆議院議事録第六號」『官報號外』1946年6月27日、オンライン「帝國議會會議録検索システム」(<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/>)
[最終閲覧 2020/09/07]

スノードロップ

Galanthus nivalis



法制官僚の佐藤達夫を主人公にした小説、『ゴー・ホーム・クイックリー』にスノードロップという花が登場します。この本は史実に基づき、現在の日本国憲法の制定に至る経緯を小説化したものです。佐藤はGHQ 指令局で行われた憲法草案の逐条会議で、GHQ と直接やりとりした人物でした。そんな佐藤は法の専門家でありながら、ポタニカルアートを多く描き残しています。植物の中でもスノードロップという西洋の植物を愛好しており、自宅の庭に植えて育てていたそうです。小説の中では、その情景を以下のように表現しています。

「この家の庭の土は、ほかとは何か変わったところがあるのだろうか。ここの土が花の生命を支えていることは間違いなかったが、あるいは花のほうも、この庭の土に合わせ、みずからを変化させたのかもしれない。ヨーロッパで咲いているスノードロップと、この庭のスノードロップとを比べれば、背丈や花の大きさ、色などが若干変わっている可能性もじゅうぶんにあるだろう。

憲法も同じかもしれない——。

花が憲法なら、土は国民だ。どんな形をした、どんな色の花を咲かせるのかは、土が決めるのではないか。」

以前の明治憲法もドイツの憲法を参考に作られたものでした。もともと日本の憲法は他国の憲法を移植し、日本の風土に合わせて変化させ適用させたものです。そうであるならば、アメリカの素案した憲法もまた、日本という大地に合わせて変化させて行くことができるのではないかと、スノードロップに比喻して表現していると受け取れます。

中路啓太
『ゴー・ホーム・クイックリー』
文藝春秋、2018年



ほうれん草

Spinacia oleracea L.

高橋源一郎の『ぼくたちはこの国をこんなふうに愛することに決めた』という小説の中では、憲法のことを野菜のようだという場面が登場します。

「それから、おとうさんは『『憲法』はただ、鑑賞するんじゃなくて、きちんと水をやったり、日に当てたりして、育てなきゃいけない。(中略)そうしないと、すぐに枯れたり、実がならなかったりするから」っていいいます。それじゃあ、「憲法」じゃなくて、ダイコンとかほうれん草じゃないかと思えますね。」

高橋源一郎

『ぼくたちはこの国をこんなふうに愛することに決めた』集英社、2017年

これまでの表現が憲法を花に見立てることが多かった一方、高橋の表現は野菜を使用していることから少し異質なものを感じます。花は観賞物や装飾として活用されることが多いですが、野菜は育て食べるものとして身近なものです。野菜は日常生活でスーパーマーケットや八百屋で購入することが多いため、特別なものというよりは日常生活に欠かすことのできず、より生活に密接しているイメージを喚起させます。また育てるとは別に食べるという、「憲法＝育てるもの＋食べる」というイメージも追加されます。



菊

Chrysanthemum morifolium

天皇を象徴する花として菊花紋章があります。天皇および皇室の紋章として花びら16弁の十六葉八重表菊が使用されます。展示作品では憲法第一章の天皇を規定する章を引用しています。

「第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」

現在の日本国憲法が制定されるまでの国体は、一様に表現し難いのですが、天皇制を頂点にした国家体制そのものと言えます。第二次世界大戦で日本が降参する条件が国体護持であったことから、日本にとって天皇制というものはとても重要なものでした。また菊は現在の日本の国花として使われることが多く、皇室、そして日本を表す花と言えます（ただし、法的に国花は定まっていません）。

松本弦人編集

『日本国憲法』TAC出版、2019年



日時 2020年9月22日（火祝）
18:30〜20:00
会場 BIYONG POINT

おしまたくろう パフォーマンス

メールを遡ると山本からパフォーマンスの依頼があったのは2月末のことだった。山本とは大学院時代の同期で、卒業後は私の企画した展覧会に出展してもらうなど現在まで交流が続いている。憲法をテーマにした山本の個展に対してどんなパフォーマンスをすべきか悩んだが、自身にとって初めての秋田・東北でのパフォーマンスということもあり依頼を承諾した。

8月には秋田でのリサーチを行い、個展の見学と山本へのインタビュー映像を撮影した。この8月のリサーチを経て、山本の展示にかける思いやコンセプトを十分に理解でき、パフォーマンス準備を円滑に進めることができた。

当日のパフォーマンスは4部で構成しており、会場の様子はYouTubeにてライブ配信した。1部2部は自己紹介の意味を込めて、スケートボードとエレキギターを合体させた「滑琴（かっきん）」や魂柱を失ったジャンク品のバイオリンを昆虫として蘇らせる“Violinsect”など、パフォーマンスでの使用頻度の高い自作楽器を使ってパフォーマンスした。3部は8月に撮影したインタビュー映像を上映することで、展覧会開催までのプロセスを開示してイベントに説得力を持たせた。4部ではイベントのために制作した新作楽器“The Vine Oscillator”を使い、会場に敷かれた土や照明装置を楽器の一部として機能させることで展示空間全体を楽器化させた。山本が用意した空間・土地に私という人間（山本の言葉で言うところの「プランター」）が介入することで、自分にしか生み出せない空間と時間になった。

緊急事態宣言の期間はあまり活動に気乗りしなかったが、今回のパフォーマンス企画の存在が重い腰を上げさせてくれた。山本はインタビューの中で、影響し合いながらお互いに住み良い環境を築く「コンパニオンプランツ」という考えを紹介していたが、遠く離れた土地でもお互いに影響し合いながら活動を続けている私と山本の関係性がコンパニオンプランツのようだったと思った。初めての秋田・東北でのパフォーマンスでは初対面の人と多く知り合えたが、彼らとも山本とのような住み良い環境・関係を築けたなら、現在の不安定な情勢でも活動を続けられそうだ。

おしまたくろう Oshima Takuro

PLAY A DAY（毎日PLAYする）をモットーに、身近な道具を改変した楽器の制作とそれらを組み合わせた少し不思議なパフォーマンスを行い、音楽や楽器の名を借りた遊びやユーモアを提示する。近作に車のウィンカーのタイミングのズレを利用したグルーヴマシン「NB-606」、魂柱を失ったバイオリンを昆虫として蘇らせる「Violinsect」など。音の実験ワークショップ「SOUNDやろうぜ」を主宰。

《プランターの中の憲法》と言う名目で展示を行ったのは今回で3回目となります。1回目がアラヤニノで開催したグループ展「できごとと できごとと できごとと」で途中経過を展示し、2回目が2019年のアトリオンで開催した個展、そして3回目が今回 BIYONG POINT での個展となります。《プランターの中の憲法》の発案から、今回の展示に至るまでにおよそ2年半の月日が経過しました。どの展覧会でも同タイトルを使用しているため、2018～2019年までに制作発表したものを《2019ver》、2020年に制作したものを《2020ver》と区別し、両方を示す時は《プランターの中の憲法》と表記することにします。

《2019ver》では、日本国憲法の三大原則をコンパニオンプランツに見立て育成し、その記録を発表しました。「国民主権」をミニトマト、「基本的人権の尊重」をバジル、「平和主義」を大葉に見立て、ひとつのプランターの中で育成したものを写真や文章等で記録することで、人と憲法の関わりを考えるものでした。本展覧会で制作した《2020ver》では、憲法を植物に見立てることは変えず、本書の「はじめに」でも記したように、育てる人の意味で名付けられた「プランター」¹と、小説や国会答弁に登場する憲法を植物に見立てた表現を元に構成しています。どちらにしても《プランターの中の憲法》の大きなテーマは、「憲法はどのようにして私たちの日常に存在し、そして人は憲法とどのように関わり、関わっていくのか」というものです。

《2020ver》の会場は真っ暗な空間の床に土（ウッドチップ）、中央に白く大きな鉢植えとその上に電球が灯っています。電球はナレーションに合わせて点滅を繰り返し、白い鉢植えの周辺には、植物画と園芸用品が点在しています。《2020ver》は「プランター」に加え「土」をキーワードにしています。《2019ver》で憲法を植物に見立てて育てると「土」の存在を意識せざるをえなくなりました。植物を育てる場合、土の上に見える葉や花などの手入れよりも、土を媒介にして水やりや肥料を与える作業が多くなります。それを植物に見立てた憲法に置き換えて考えるのであれば、憲法にとって「土」とは重要なものであるはずです。憲法を植物に喩えた文献の中には、土に言及しているものもあります。例えば、

現しています²。また、元国務大臣の松本烝治が、GHQに他国との国民国情の違いを表現するのに植物を用いたことから、土＝国民国情として使用していると考えることもできます³。つまり憲法が植物であれば、土は国民もしくはその国の文化であると考えられます。そのうえで土を育てることとは、国民を育てることであり、文化を育てることと解釈ができます。また《2020ver》では、「プランター＝育てる者」の概念を加えたことで、少し異なった視点も加わっています。「プランター」は土に水や栄養（肥料）を与え、時に土を掘り返します。そういった土の世話や土を掘り返す行為はまるで、歴史を掘り返し歴史を知るための行為のようにも見えます。土に何かを加える時には、必ず土の状態を観察しなければなりません。憲法に手を加えたいと考えるなら、必ず土である歴史を掘り返して確認しなければならないのです。展覧会場では「いずれ『プランター』も土になる」とナレーションが流れています。「プランター」は憲法を育て、いずれ生涯を終えたあと、土の一部となって憲法の栄養になるという意味で加えた一文です。中路啓太は土を国民と表現しましたが、その国民は現在を生きる国民ではなく、亡くなった人々やその人々が築いてきた歴史、文化なのだと考えることもできます。「プランター」はその土に新たな価値観や文化を肥料として与え、憲法を育てていくのではないのでしょうか。そのようにして、憲法は育ち変化していくのかもしれない。

1 「プランター」は「plant+er」の植物を育てる人の意味で名付けられた鉢植えの名称。

2 「スノードロップ」の解説（本書 p.17）を参照。

3 松本は憲法をバラに見立てた一文の前に、以下のように書き綴っている。「各国には各国固有の歴史に基づく国情民情があり、各国の法はその大原則に於いて一致するも、少なくともその形式と実体は異なるものである。之を同一にせんとする時は、その円滑な実行を阻害することがあると知るべきである。この点に於いて法律制度はある種の植物に類似している。」国立国会図書館「松本国務相『憲法改正案説明補充』1946年2月18日」『日本国憲法の誕生』2004年〈<https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/082shoshi.html>〉【最終閲覧 2020/09/07】

謝 辞

本展覧会は本来なら5月開催を予定していましたが、社会的状況に鑑みて2ヶ月ほど延期し開催に至りました。日程調整ならびにシステム制作や設営等にご尽力いただき、展覧会を無事開催することができました。ご尽力いただいたみなさまに心からお礼申し上げます。
今後も《プランターの中の憲法》の活動は続けてまいりますので、見守っていただけたら幸いです。

山本美里

山本美里「プランターの中の憲法」

会期 2020年7月18日（土）～9月22日（火祝）9:00～18:00

会期中無休／入場無料

会場 秋田公立美術大学ギャラリー BIYONG POINT（ビヨンポイント）
（秋田市八橋南 1-1-3 CNA 秋田ケーブルテレビ社屋内）

主催 秋田公立美術大学、NPO 法人アーツセンターあきた

協力 CNA 秋田ケーブルテレビ

関連イベント おおしまくろうパフォーマンス

日時：2020年9月22日（火祝）18:30～20:00

会場：BIYONG POINT

執筆 山本 美里

編集 山本 美里 石山 律

デザイン 嶋田 元菜妃

写真 須賀 亮平（展示） 宮本 一行（イベント）

発行 秋田公立美術大学、NPO 法人アーツセンターあきた

〒010-1632 秋田市新屋大川町 12-3

秋田公立美術大学 アトリエももさだ内（NPO 法人アーツセンターあきた）

Tel 018-888-8137 E-mail info@artscenter-akita.jp

Web www.artscenter-akita.jp

山本美里 YAMAMOTO Misato

1990年北海道生まれ、神奈川県育ち。現在、秋田公立美術大学助手。2015年 東京造形大学美術学科 絵画専攻卒業。2017年情報科学芸術大学院大学修士課程修了。学生時代に政治活動、選挙運動へ関わる。現在は「憲法と植物」を基点に普遍的な日常の動作や空間の中で、政治や法が存在を知覚するための手法を模索している。主な展覧会に「プランターの中の憲法」(2019年、秋田)、「Heterogeneous」(2017年、京都)。

プランターの中の憲法



<https://the-constitution-in-a-planter.tumblr.com/>

